

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する下記業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年5月29日

福岡県糟屋郡粕屋町長
箱田 彰

1. 入札対象業務

- (1) 業務名
水道メーター検針業務
- (2) 業務場所
糟屋郡粕屋町内全域
- (3) 履行期間
令和8年7月1日（水）から令和11年6月30日（土）まで
- (4) その他
業務仕様は、別途交付する水道メーター検針業務仕様書による。なお、契約締結にあたっては、検針1件あたりの単価による単価契約とする。

2. 入札スケジュール

番号	内 容	日 程
1	公募開始（公告）・仕様書公開	令和8年5月29日（金）から
2	入札参加申込期間	令和8年5月29日（金）から 令和8年6月8日（月）正午まで
3	入札参加資格確認結果通知 （電子メール）	令和8年6月10日（水）
4	仕様書等に関する質問期限	令和8年6月11日（木）正午まで
5	仕様書等に関する質問に対する回答	令和8年6月12日（金）
6	入札書の提出期限	令和8年6月16日（火）正午まで
7	開札	令和8年6月16日（火）13時半から

3. 入札参加資格

入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 令和 8・9 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿において、本店（社）又は委任先住所が福岡県内の住所で搭載されていること。
- (3) 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行われた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (5) 直近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 給水人口 3 万人以上の水道事業体において、過去 5 年以内に同種業務（水道メーター検針）の契約締結実績が複数あること。

4. 入札参加資格確認申請書等

- (1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書等を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全て A4 サイズとすること。

ア 条件付一般競争入札参加申込書（様式 1） 1 部

イ 誓約書（様式 1-1） 1 部

ウ 同種業務実績調書（様式 1-2） 1 部

「3. 入札参加資格」の(6)に定める実績を 2 件以上記載すること。

エ ウに記載した実績を証明する書面 実績 1 件毎 1 部

様式に記載する実績を証する書類（例：契約書の写し、履行証明書等）を添付すること。

- (2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>入札ポータルサイト（一般競争入札・プロポーザル）」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載のものをダウンロードすること。
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

5. 申請書等の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送又は直接窓口に提出すること。

郵送宛先 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係 行

※封筒の表面に「水道メーター検針業務 申請書等在中」と記載すること。

※「2. 入札スケジュール」記載の申込期間内に到達すること。最終日は 12 時（正午）までに上下水道課に到着した分までとする。

6. 入札参加資格確認結果の通知

「2. 入札スケジュール」の期日までに、条件付一般競争入札参加申込書（様式 1）に記載された連絡担当者宛に電子メールにて送信する。

7. 仕様書等の配布

- (1) 配布日時 「2. 入札スケジュール」のとおり
- (2) 配布方法 粕屋町ホームページ
- (3) 仕様書等に関する質問

ア 質問受付

「2. 入札スケジュール」のとおり。ただし、最終日は 12 時（正午）までに上下水道課に到着した分までとする。質問書（様式 2）を用いること。

イ 送信先

電子メールの表題：水道メーター検針業務質問書（会社名）

電子メールの宛先：josui@town.kasuya.fukuoka.jp

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係 宛

- ウ 回答 入札参加資格を有する者で、条件付一般競争入札参加申込書（様式 1）に記載された質問担当者宛にメールにて回答する。

8. 現場説明会

現場説明会は実施しない。

9. 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 「2. 入札スケジュール」のとおり。
- (2) 開札場所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号
粕屋町役場 1 階 上下水道課 ※開札場所は変更する場合がある。

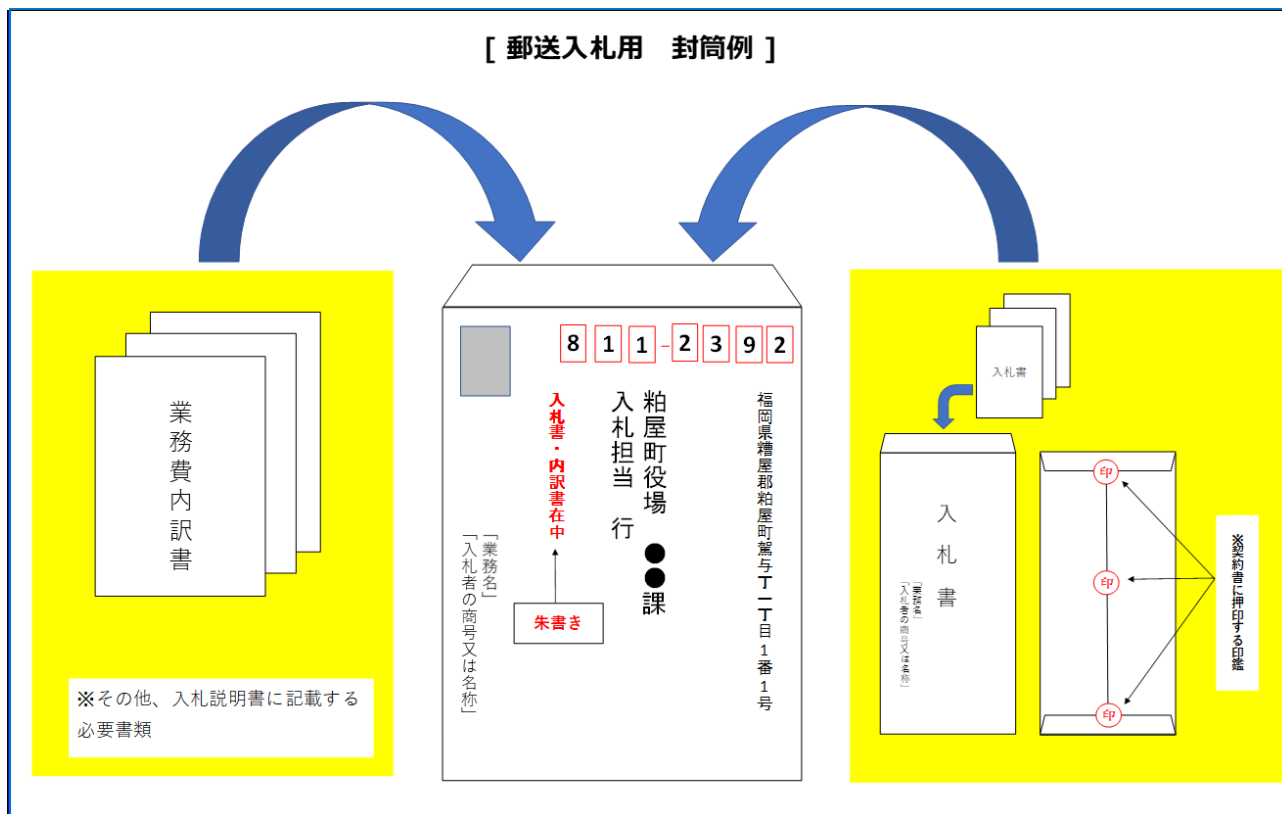
10. 入札方法

- (1) 入札回数は、1 回とする。
- (2) 提出書類
入札書（様式 3 を用いること。）
業務費内訳書（任意様式とするが、単価を明示すること。）
- (3) 提出期限 「2. 入札スケジュール」のとおり。
- (4) 提出方法
ア 「一般書留」「簡易書留」「レターパックプラス」のいずれかの方法で郵送又は直接窓口
に提出すること。
イ 宛先 〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目 1 番 1 号
粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係 行
- (5) 入札書などの封入方法
ア 外封筒及び中封筒の二重封筒を用いること。
イ 中封筒には入札書のみを入れて封かんし、入札書に押印した印により 3 か所を封印すること。
ウ 中封筒の表面に、「入札書」、「業務名」及び「入札者の商号又は名称」を記載すること

(貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可)。

エ 外封筒には上記の中封筒、業務費内訳書を入れて封かんし、封筒の表面に「業務名」、「入札者の商号又は名称」及び「入札書・内訳書在中」を記載すること（貼り付け用紙を切り取ってのり付けしても可）。

(6) 入札を辞退する者は、辞退届(様式4)を「2. 入札スケジュール」記載の入札書提出期限までに郵送又は持参により提出すること。



11. 入札事項など

- (1) 予定価格 39,240,300円(税込) ※予定件数における3年間の総額
(注意) 入札書には、3年間の予定件数(532,440件 ※14,790件/月)に単価を乗じた3年間総額の税抜き金額を記載すること。最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格の設定
設定 無し
- (3) 調査基準価格の設定
設定 無し
- (4) 入札保証金
免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (5) 契約保証金
粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。)第123条及び第124条のとおり。
- (6) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の入札参加確認申請を行った者のした

入札並びに規則第 104 条各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、3. の各号に掲げる資格を欠いた者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

- (7) 開札時は、入札会を開催しない。入札書開封の際は入札案件に従事しない職員 2 名を立ち合わせて行うものとする。
- (8) 入札書などが提出期限までに上下水道課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (10) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (11) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (12) 入札者が 1 者のみの場合も有効とする。
- (13) 入札者のうち、予定価格以内で最低価格の入札者を落札人と定める。最低価格入札者の入札が無効等、何らかの理由で契約締結まで至らない場合は、原則として最低価格以上の次順位者を落札者とする。(なお、同価格入札があったときは、入札事務に従事しない職員がくじをひき落札人を定める。) また、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上で最低価格の入札者を落札人とする。
- (14) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

12. 入札結果

開札後に落札者のみに電話で連絡をし、契約締結の流れ等の説明を行う。また、他に入札に参加した者は後日ホームページにて入札結果を掲載するので、そちらで確認すること。(電話での落札者や落札価格等の問合せは控えること。)

13. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、契約約款、仕様書、現場などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

14. 契約について

- (1) 本業務は、検針 1 件あたりの単価による単価契約とする。
- (2) 契約書
 - ア 本業務の契約は、契約書の作成を要する。
 - イ 契約者の表示は、入札書の表示と同じとする。
- (3) 粕屋町では現在、電子契約システムによる契約締結(書面押印、印紙不要)を推進しているが、書面による契約締結も可能。落札者は締結方式を申し出ること。(電子契約サービス: 弁護士ドットコム『CLOUDSIGN』)

15. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 管理係

TEL : (092) 938-0239 / FAX : (092) 938-7818